

さっぽろ天神山アートスタジオ在り方検討会開催要綱

令和8年4月30日 市民文化局長決裁

(趣 旨)

第1条 さっぽろ天神山アートスタジオは、旧天神山国際ハウスを改修し、国内外のアーティストが札幌に滞在しながら創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス型スタジオと、市民とアーティストが交流することができる機能を併せ持つ施設ですが、築36年が経ち、設備等の老朽化が著しいことから、同施設の今後の在り方について意見聴取及び意見交換を行うため、「さっぽろ天神山アートスタジオ在り方検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) さっぽろ天神山アートスタジオの在り方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 検討会の委員(以下「委員」という。)は、内部委員(市民文化局文化部長)及び外部委員とする。

- 2 外部委員は、学識経験者など専門知識を有する者又は地域住民の代表から市長が委嘱する。
- 3 検討会には委員長1名、副委員長1名を置くこととし、委員の中から互選する。
- 4 委員長は、検討会の議長となり、会務の統括を行う。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長と副委員長の両方に事故があるとき、又は互選を行うときなど、委員長の職務を行う者がいないときは、内部委員が一時的に委員長の職務を行う。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(会 議)

第5条 検討会は、委員長が招集し、非公開で開催する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。
- 4 検討会は、任期内に3回程度開催する。

(委員に対する謝礼等)

第6条 委員には検討会1回の出席につき12,500円の謝礼を支給する。ただし、内部委員については無報酬とする。

- 2 委員が検討会に出席するために要した交通費については、公共交通機関を利用した場合に限り、費用弁償として実費分を支給する。

(庶 務)

第7条 検討会の庶務は、市民文化局文化部において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。